

+令和 5 年 6 月 26 日開催
理事会議事録（翻訳）

日 時 令和 5 年 6 月 26 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 8 名

- ーオリヴィエ・ブロシェ（仏在外教育庁長官、法人理事長）
- ーシャルランリ・ブロソー（仏大使館文化参事官）
- ーギヨム・カリオ（仏在外教育庁アジア圏代表）
- ーアンヌロール・カンペルス（法人事務局長、校長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長、経理・総務部長）
- ーユーゴ・カトリーヌ（保護者代表）
- ーピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
- ーアレクサンドル・デュボス（教職員代表）

欠席理事 4 名

- ーフィリップ・セトン（駐日フランス大使/法人副理事長、ブロソー氏に投票権を委譲）
- ーフレデリック・ペニヤ（仏大使館文化部次席参事官、ブロソー氏に投票権を委譲）
- ーマルクアントワーヌ・ユロー（仏大使館領事）
- ーアルメル・カイエール（仏商工会議所会頭）

出席監事 1 名

- ーアラン・パルミエリ（アンスティチュ・フランセ会計官）

欠席監事 1 名

- ー谷 真人

出席オブザーバー

- ージャンイドリス・ラグヴァン（副校長）
- ーリシャール・テソニエール（幼児・初等科校長）
- ーエリー・キエレ（仏大使館大学交流・フランス語担当官）
- ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）

欠席オブザーバー

ーニコラ・ティリエ（仏大使館公使）

ーティエリ・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）

ーヴァレリー・モシェッティ（在日フランス人選挙区選出議員）

ーマリージョゼ・マリー（在日フランス人選挙区選出議員）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、**18 時 2 分**開会。

書記：ジャンイドリス・ラグヴァン氏

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン氏

ブロシェ 法人理事長の挨拶：

ブロシェ氏は、本理事会が理事長として最後の理事会となると伝え、4 年半にわたって理事長の任務を務めたことは大きな喜びであったと述べる。また任期中共に仕事をした二人の校長と現経理・総務部長に謝意を伝え、リセはコロナ禍にもかかわらず、これを乗り越え発展してきたと述べる。また学園を苦しめているハラスメントにも似た何名かの職員の特異な行動等を遺憾に思うと述べ、協調性に基づいた対話を望むと締めくくる。

1. 事務関連議題

1.1 本日の議題の承認

本日の議題は全会一致で承認される。（賛成：**10** 棄権：**0** 反対：**0**）

1.2 前理事会（2023 年 3 月 20 日）議事録の承認

在日フランス人選挙区選出議員のルーセル氏が、4 月に要請した議事録の修正は行われたかどうか尋ねる（以下参照）。

9 頁：

“ルーセル氏は、これほどの授業料の値上げは子供たちを見捨てることになる」と断言する。そして法律によって定められたフランス在外教育庁の二つの主な使命、すなわち在外公立教育の保証と、学費の安定に言及する。フランス在外教育庁に属するということは、異例の打撃を受けた際の連帯を意味し、それこそ

が 2011 年に行われたことであると述べる（同年 4 月に学校を再開した時、生徒数は 49 名まで減少していた）。その際、フランス在外教育庁は東京のリセに連帯を示し、大きな役割を果たした。一方で、学費を安定させるということは、原則、インフレ率以上の値上げをすべて禁じるということである。ところが、今回告知された値上げは日本のインフレ率（年率）を大きく上回っている（2022 年では 2%を超えることはなかった）。また日本では、ここ 25 年、平均給与が下がり続けており、給与の見直しや年功昇給が行われないこともしばしば見受けられると説明（大学や、アンスティテュ・フランセの講師など）。また 10%の学費値上げを 2 年続けて実施するということは 21%の値上げを意味する。2011 年の時のように明らかに不測の事態（特に別館校舎にかかった費用）といえるこのリセの悲惨な財政状況に際し、ルーセル氏は、フランス在外教育庁の連帯を要請する（特別補助といった形で資金面に関してだけでも）。

3 頁：仏政府奨学金に関して：

大使館領事部から受け取った最初の非公式の通知では、今年はパリへの審査済申請書類の提出期限が前年度と比べ何日も早まっていたと、ルーセル氏が再度言及する。日本の所得税申告の日程と、保護者が書類を入手するのに必要な日数を考慮して、領事部は審査年度を 2021－2022 年度と決定したが、他に選択の余地はなかった。そしてパリから後日正式に届いた通知には、締切日はもっと後に設定されていたが、審査対象となる課税年度を修正するには遅すぎた（こちらが当初要請していた日程変更案がすでに考慮されていたと考えられる）。

・ リセへの奨学金支給日程について

フランス在外教育庁からリセ（東京及び京都）への第一回目の奨学金支給は、6 カ月ほど遅れたと在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏が指摘。

すなわち 2022 年 9 月の支給予定が 2023 年 3 月の支給となった。実際、奨学金に係る特別通達（52 頁 10 条）によれば、第一回仏奨学金委員会で決定した奨学金額の 40%は新学期の前に支払われなくてはならないとある。必要な時期に支給が行われることはリセの資金状況を助けることにもなるだろう。ルーセル氏は、この遅延には何か特別な理由があるのかと質問する。フランス在外教育庁の資金面で問題があり、これが奨学金予算に影響しているのか。

9 頁以降：

ルーセル氏は、本校と英語圏の私立インターナショナルスクールを比較することはできないと指摘する。というのもフランス在外教育庁協定校とこれらの学校は同じ使命をもっていないからである。彼にとって比較すべき学校は京都の

リセだとし、現在、ここの学費は本校と比べると 25% も安い、京都の物価は東京と比べ 25% も低いとはいえない。

ルーセル氏は、“新規生徒” 開拓のためリセの吸引力を高める必要があるとの見解に驚く。本校に就学する可能性のあるフランス人の子供は大勢いるのに、保護者は学費の高さに意気阻喪し、残念ながら奨学金システムの存在をよく知らない。彼らに向けた広報活動を続けていくことが必要である。

後援者探しやファンディングに関していえば、そのためのポストを作る必要はないとルーセル氏は指摘する。他でもよくみられるが、仲介者は歩合制で報酬を受け取っている。

リセの財政改善のため考えられる策として、ルーセル氏は、京都のリセのような“企業タリフ” の設定を提案する。ここでいう企業は、どちらかといえば大企業を対象とした企業寄付金制度を利用している企業ではない。

修正議事録は全会一致で承認される。（賛成：10 棄権：0 反対：0）

2. 人事・財政

2.1 紛争問題

カンペルス校長が、現在係争中の案件について説明する。

- **給食部門**：本校が何度も提示した合意退職への署名を拒否した 2 名の職員の解雇後、これを不当解雇とし彼らはリセに対し訴訟を起こした。彼らは解雇日以降の給与に相当する額の支払いと、リセへの職務復帰を要求しており、現在も訴訟中である。トーゼン労働組合は、労使交渉で彼らの職場復帰と、2023 年 1 月 1 日から復帰日までの間の給与の支給を求めている。
- **東京地方裁判所**：本校の教員が 3 年前から未払いとなっているとして時間外手当を請求している。本教員は、たとえ実際の週授業時間数が旧雇用契約書に記載された週時間割の 27 時間を一貫して下回ったとしても、15 時 15 分から 15 時 30 分までの時間及び 15 時 30 分以降（水曜は 13 時以降）に出席したすべての会議についてリセが時間外手当を支払う義務があるとして、毎週これを要求している。この職員は新雇用契約書への署名を拒んでおり、現

在も訴訟中である。同様の事由で本校を労働審判に訴えたもう一人の教員も、毎週、同様の時間数・条件でリセに時間外手当を請求し続けている。

- **東京都労働委員会**：以前にも言及したが、これはトーゼン労働組合が不誠実な団体交渉に対し申し立てた件である。6回の審理を経て、東京都の担当委員から様々な提案がなされ、誠意を示した本校はこれらすべてを受け入れたが、トーゼンはすべて拒否し、当初の訴えを再び提出している（労使交渉の際の不誠実な慣行、英語での交渉を要求）。これは、審理の長さとその回数において常軌を逸しているケースであることを記しておく（通常は、審理が3回以上行われることはない）。

- **新雇用契約書及び新就業規則**：

9月の新学期以降、これらの新契約書及び就業規則は教員の就労慣習を何ら変えるものではなく、彼らにとって改悪となるものではないと説明するため、トーゼン労働組合と3度の団体交渉が行われたが、トーゼンはこのテーマについて新たな団体交渉の要請をしてきた。

- **退職金に係る紛争**

今までの労使交渉及び東京都労働委員会の審理と同様、次回の労使交渉でもトーゼン労働組合は、すでに定年退職した元職員の訴えを提出している。トーゼンは、1980年9月から2014年8月までの期間につき、請求者によれば雇用契約書に署名した際に口頭で約束されたという退職金を支払うよう要求している。同様に、この元職員について、2004年9月から昇給が引き続き行われていれば、受け取るはずであった給与に相当する金額を要求している（この職員の最終賃金は最も高い等級であった）。請求額は2792万4480円に上る（18万6144ユーロ）。

- **保護者との紛争**

これに関する手続きは法律上非公式となっており、司法官と家族の了承を得て理事のみに内容が伝えられる。

予定期日：

- 7月4日：保護者との和解交渉

- 7月4日：トーゼン労働組合との労使交渉（新雇用契約書及び就業規則、元職員の退職金）
- 7月4日：東京都労働委員会審理（7回目）
- 7月5日：東京地方裁判所（時間外手当）
- 7月末：東京地方裁判所（2回目：元給食職員）

カンペルス校長は、これらの紛争問題がどれほどリセにとって費用が嵩むものであるか、またウレン氏や自分にとってどれほど時間をとられるものであるかを強調する。これらは自分たちの本来の任務や学校組織の管理、またこれに関わる職員たちを犠牲にしていると説明する。審理のたびにその準備に多くの時間を取られ、昼間の半日または夜の時間帯の出席を強いられる（相手方は東京都労働委員会での話し合いを18時以降に要請してくる）。

また、審議を続けるうちに、相手方には和解や前向きに審理を進ませる意志がないということを認識したと校長が言及する。というのも相手方は本校の回答が気に入らず、同じ要求を提出し、同時に労働委員会の提案も拒否しているからである。彼らの目的は何なのかという疑問がわいてくる次第である。

保護者代表であるヴィルキャン氏は、ブロシェ理事長に対し、フランス在外教育庁が協力できることはないかと尋ねる。これらの紛争は校長及び経理・総務部長の勤務時間の半分近くを奪っている。彼らを解放するために、フランス在外教育庁が追加ポストを割り当てることは可能か（紛争または学校管理に関して）。

ブロシェ氏は、こういったカテゴリーで追加可能なポストはないと答える。この種の決定を行うのは現地の学校となる（例えば、担当職員を増やす等）。それぞれの交渉は日本の法律で詳細に規定された通りに行われるため、国外からの援助は不可能であるとカンペルス校長が説明する。とはいえ、非常に有能な法律事務所と職業通訳者を雇用しており、理事会はこのやり方を引き続き承認していく必要がある（労使交渉時も含め）。

ブロシェ氏は、リセは司法上のハラスメント状況にあると言及、フランス在外教育庁協定校の中でみても、事案の重さや複雑さは非常に特殊であると説明する。実用上、援助は現地で行われるものに限られる。さもないと他と同様の状況にある学校とのバランスが取れなくなる。

本校では非常に長く係争状態が続いており、場合によってはこれらを考慮し、組織編成の調整を検討する時間を要請するとカンペルス校長が述べる。

保護者代表カトリーヌ氏は、人事部に追加の職員を入れることは可能かと質問する。プロシェ氏は、法的な見地からみても、東京のリセの状況は、フランスまたは他のヨーロッパ諸国の学校と比べてもあまりにも特殊であると再度述べる。

2.2 決算報告

クロード・ウレン総務・経理部長が決算報告を行う（添付書類参照）。

2022 年 4 月 - 2023 年 3 月会計年度における特記事項：

- 赤字総額 6100 万円
- 生徒数の増加（予算ベースとなった予測生徒数では 1480 名であったが、実際は 1550 名をわずかに超えた）
- 生徒数増加にもかかわらず、収支のバランスをとることはできなかった。別館不動産計画の終了及び新規運営費の発生（+12%→1 日に換算すると+75 万円）により、現学費では依然として不十分である。これを補填するためには 10%の学費値上げが必要となる。運営費の増加は主に新規の賃借料のためである。
- 現金資産はわずか運営日 52 日分となっており（推奨自立可能運営日：180 日）、運営資金の立て直しが必要となってくる（少なくとも 130 日から 150 日分）。
- 2023 年-2024 年度については、1600 万円の収入を捻出しなくてはならないが、資金を回復させるには不十分である。
- 課外活動部門は収支バランスを取るのが難しくなっている。
- 給食部門は、合意退職金と、現在進行中の紛争経費、また 2022 年 4 月から 9 月までの給与の一部支払い（最後の雇用契約）のため赤字収支となっている。外部委託としたため、この年が赤字となる最後の年であるが、工事はまだ残っており本校所有の設備や備品の取り換えや修理は常に必要となってくる。

ルーセル氏が、少なくともあと 2 年は給食タリフに変更がないことを確かめる。経理・総務部長と校長はこれを肯定する。

パルミエリ氏の質問に答えて、ウレン経理・総務部長は、法人は毎年 1 億 2000 万円の元金と利息を払い戻していると述べる。この借入はフランス政府が保証人となっており、支払いがすべて終わるまで新たな借入を行うことはできないと説明する。

パルミエリ氏はリセが受給している補助金はあるかと尋ねる。経理・総務部長は東京在住の外国籍の生徒数に応じて（一人当たり約 1 万円）、東京都から学校教育運営費補助金を受け取っていると説明する。

決算報告書は全会一致で承認される。

採決：賛成：10 棄権：0 反対：0

2.3 本校の予算編成過程と今後の財政見通しに関する考察

カンペルス校長とウレン氏がスライドにそって説明していく。

この資料の目的は時間の経緯の中で予測を行うことで、まず支出そして収入面で説明を行うとカンペルス校長が述べる。

切り詰められない支出に関しては、本校はしっかり把握しているとウレン氏がつけ加える。ブロシェ氏も、構造上の経費は性格上特殊なものでこれに手を付けるのは難しいと述べる。

また、賃借料についての詳しい説明を要請する。

ウレン氏は以下のように詳細を説明する。

- 別館校地の賃借料は 20 年契約となっており（2042 年まで）、年間 8000 万円かかる。
- 本校舎の校地であるが、建物が建っている校地（12000 m²）については、仏政府に年間 150 ユーロの賃借料を支払っている。それ以外の運動場やテニスコートなど（8000 m²）の校地は東京都から賃借しており、毎年 4400 万円の支払いをしている。この 8000 m²に係る賃借契約は 2030 年に終了する。

ルーセル氏は、富士見から滝野川にリセが移転した時に、それまで通り形ばかりの賃貸料で、仏政府がリセに校地を 20 年貸し続けることを約束したことに言及する。つまり長期予測では、この期間を過ぎれば、賃借料がどのように変わるかわからないという不確定要素があることを示している。

ブロシェ氏は、いずれは考えなくてはならないが、政府は学校から利益を得ようとする意図はないと答える。

カンペルス校長は、より細かい試算を提供するため、次回の理事会では人件費についての資料が加わることになる」と説明する。

ヴィルキャン氏は、この方針の持続性について、またこれをどのように関係者に伝達するのか尋ねる。カンペルス校長が、目的は 15 年間にわたる財政予測、

指標をもった予測プランをたてることであったと説明する。伝達の方法としては理事会と理事に任せられる。このスライド資料は議事録に添付される。

ルーセル氏が、長期にわたって財政管理をしようとする試みを初めて見たと述べ、満足を示す。

ブロシェ氏もこれに同意する。運営上、また透明性の維持や決定事項の理解のために重要なことである。

ウレン氏は、今期は予測通り赤字収支で終わるが、新規生徒の入学で当初の予測より規模は小さくなった。本校の学費は運営費を賄うには不十分である。一日当たりの運営費は 12% ほど増加し、運営資金は最も少ないレベルとなっており、何としてもこれを回復させなくてはならない。

ヴィルキャン氏が、回復にはどのくらいの期間が必要なのかと質問する。

ウレン氏は、130～150 運営日に相当する備蓄金（地震国にあるフランス学校のために AEFÉ が定めた推奨日数）を取り戻すためには、3 年から 4 年にかかるだろうと答える。現時点で、180 日に相当する運営費はほぼ 10 億円に相当する。また運営資金の回復に際しては、運営費の増加のことも考慮しなくてはならないと説明する。

このプランは、老朽化した校舎の改修工事や、年功昇給に対処するために必要となる年間 1 億円ほどの試算額を含む。

ウレン氏は、次回の理事会で 3 年予測を提出することを約束し、各予算について説明を行う。

2.4 人事委員会：通年時間外労働手当（HSA）：中・高等科教員の HSA 計算について

中・高等科教員からの強い要求事項をカンペルス校長が発表する。彼らは HSA が日本の法律に従って支払われていないと考えている（本校人事委員会を通して要請）。

現行の計算方法と教員が要求する計算方法がスライドで説明される。

カンペルス校長が、第一段階として現在の計算方法を法律事務所に提示し、これが日本の法律を遵守しているかどうかを確認することを提案。次回の理事会で弁護士の回答を明示し、該当教員の要求に理事会がどう答えるかを決定できるようにすると述べる。

ルーセル氏が 1 時間の授業は実際何分になるのか質問する。

ウレン氏は、1時間の授業は生徒の前で 55 分、授業間の時間を 5 分としてしていると説明する。

2.5 2023 年 - 2024 年度/修学旅行

採決に移るため、カンペルス校長が幼児・初等科及び中・高等科で実施が予定されている修学旅行計画について発表する。

幼児・初等科：

- CE2 C, D, E：長野旅行（2023 年 11 月）
費用：30000 円（1 家庭）

中・高等科：

- SIMUN プロジェクト
- シンガポールのリセが企画：国際問題について議論するため、アジア圏のインターナショナルスクールの生徒を対象に開催される大会
- SIMUN は高校生のための模擬国連会議であり、3 日間にわたって開催される。SIMUN は THIMUN（ハーグ国際模擬国連）と提携しており、同じやり方で実施される。
- 1^{ère}の有志の生徒 10 名が会議のテーマに沿って作業を行い、シンガポールで 3 日間にわたって発表等を行う。
- 日程：2 月 15 日～2 月 17 日
- 参加費見積額：1 人 13 万円
本校の現行規則では、旅行限度額を 10 万円と規定しているため、これを変更しない限り、資金調達のためスポンサーを見つける必要がある。
- 責任者：ティエリ教諭

スポンサー探しをするべきであるとルーセル氏が提案する。

- バスケットボールプロジェクト
- 3 月 8 日から 12 日までプノンペンで行われるバスケットボールアジアカップへの参加：2 チームの参加を予定（4^{ème}から 1^{ère}の生徒 20 名～24 名）
- 予算見積もり要
- 責任者：ウーヨン教諭

金銭面での実現可能性や最終的な予算見積もりを条件として、企画自体の採決に移る。

採決：賛成：10 （全会一致） 棄権：0 反対：0

保護者が負担する旅費の限度額のため、現時点では海外への修学旅行を成功させることはほぼ不可能に近いとカンペルス校長が言及する。

2.5 特別減免措置 - 学習補助を受けている障害をもつ生徒について

重度の障害をもつ生徒 3 名（ダウン症、自閉症）について、2023-2024 年度の学費の一部を例外的に免除することが可能かどうか検討を行うよう、理事会に要請があった。

この 3 名の生徒はフランス国籍をもっていない。個別学習計画の一環として、彼らには学習補助員がついている。

保護者の説明によれば、就学時間に応じた学費設定によりフランス語を話す施術者に支払う治療費の負担が軽減され、学習補助員の支援時間を増やすことが可能になるとのことである。

このうち 1 名の生徒は、国民教育省視察官の同意を得た後、幼児科年長クラスに在籍しており、週 10 時間 30 分の学習補助員の支援を受けているが、週 9 時間は学校に来ていない（週授業時間の 35%）。

2 人目の生徒は、年中クラスで週 14 時間の補助を受けているが、就学していない時間は週 11 時間 30 分である（週授業時間の 45%）。

3 人目の生徒は CE2 に在籍、週 18 時間の補助を受けているが、週 7 時間 30 分は就学していない（週授業時間の 35%）。

ヴィルキャン氏は、この例外的なケースをどういう枠組みで取り扱えばいいのか質問する。テソニエール幼児・初等科校長は、それぞれの状況の詳細に応じて決定すべきであると説明する。

追加の詳細情報と枠組み作りの提案を待ち、採決は次回の理事会に持ち越される。

3. 学校組織

3.1 2022－2023 年度活動報告

カンペルス校長から年間活動報告書が提出される。これは 2023 年 6 月 21 日の学校運営評議会でも提出されたものである。生徒そして学校のために、今年度の活動プロジェクトを実現させた全教職員に謝意を述べる。

3.2 学校方針計画

校長が学校方針計画を提出する。これはヴァインベルグ校長の時代に着手され、コロナ禍のため中断したが、再開され今回完成をみたものである。教員全員がこの計画の策定にあたった。

- スライド紹介。学校運営評議会で採決された学校方針計画の詳細は、添付文書で理事に配布される。

校長は、EFE3D（持続可能な社会に取り組む在外フランス学校：レベル 2）の認証ラベルについても報告を行う。今回初めてレベル 1 の申請を行ったが、すぐにレベル 2 の認証ラベルを取得することができた。

3.3 情報処理体制とメンテナンス

カンペルス校長は、ここ 1 年情報処理システムに関して行われた修正・改善事項について説明する。

- スライド紹介。

校長は、本件に関して事務局のために時間を割いて協力してくれたヴィルキャン氏に感謝の言葉を述べる。

3.4 2023 年度新学期 - 学級編成と生徒数の見通し

カンペルス校長より、2023 年新学期の学級編成と生徒数の見通しについて説明がある。現在生徒数は 1585 名と見積もられている（最終人数ではない）。中・高等科のクラス数が増えることから、来年はポストを新設しなくてはならないと説明（特に数学、日本語、生物・地学）。どのポストが必要となってくるかは次回の理事会で説明する。

校長が新学期の懸念について理事の注意を促す。

海外から赴任してくる新教員のための在留資格認定証明書の手続きに非常に時間がかかるため、新規に雇用された何名かの教員の来日が日本側の行政手続のため、新学期の授業に間に合わないという可能性も想定しなくてはならない。

ヴィルキャン氏が、大使館の方から後押しはできないのかと尋ねる。ブロソー文化参事官はこの案件を彼に送るよう提案する。

ブロシェ氏が、退出の前にフランス在外教育庁に関する質疑に答えることを提案（学費の値上げに関する質疑 4-1）し、最後にリセの益々の発展を祈る。

カリオ氏が議長となり、時間も押していることから書面にて質疑の回答を行うことを提案する。

ヴィルキャン氏は、EBEP（特別教育支援対象生徒）と、学校の安全管理に関する質疑には本会議での回答を求める。回答は 4 項に記載された。

20 時 26 分、閉会となる。

4. 質疑応答

4.1 保護者代表の質問：

未曾有の学費値上げと保護者への影響

- 保護者は、未曾有の学費値上げ（来年度の 10%に引き続き、次の年度も 10%の値上げがほぼ確定している）を実施するリセの財政状況について、仏在外教育庁の注意を喚起する。これは、実質給与が下がっている国において、財政悪化のつけを保護者にのみ負わせるということである。
在外教育庁は、リセが危機的状況にあり、見返りなしで教育庁の援助を受けることができると考えることはできないか。

回答：ブロシェ氏は、リセが危機的状況にあるとは思わないと説明する。構造上の経費が増加したということである。そして予算増加に対処するため値上げが決定した。在外教育庁のなすべき措置について尋ねる前に、まずこの構造的な問題点についてよく考えるべきである。学校の存続を保証するため、その道筋と共有すべきヴィジョンについて、当然学校は責任を取らなくてはならない。よって、まずは進むべき道筋や、実行手段に同意する必要がある。

ルーセル氏が、インフレ率の 5 倍にあたる学費値上げは危機的状況であり、もし仏在外教育庁が責任の一端を担い、保護者だけにその重荷を背負わせないということになれば、不当であるという感情は和らぐであろうと述べる。

○EBEP 担当教員（特別教育支援対象生徒）

- 2023 年新学期に向けた幼児・初等科 EBEP 担当教員の募集または配属について：この職員は決定したのか。

- 学校運営評議会では、同ポストの採用（幼児・初等科ではなく中・高等科のポスト）に関する質問があったが、2023 年新学期にこのポストは新設されるのか。

このポストの新設の件はこれまでの理事会で承認されていない。今度の新学期については、有志の専門教員（特別教育活動手当を支給）と検討することが決定していた。

○校内の安全・防犯について

- 残念ながら本校では繰り返し盗難が発生している。保護者は、共有スペースや人の出入りが少ない場所、また体育館更衣室の入口などへの監視カメラ（常時記録）の設置を希望している。

この監視カメラは、不審者侵入や災害の際にも重要な役割を果たすことができる。

回答：カンペルス校長はこの提案に全面的に賛同する。予備調査を行い、次回の理事会で報告すると述べる。補助金申請のため、フランス在外教育庁にも本件を提出することができる（安全関連予算）。

○課外活動送迎バス（前回の理事会で質問された事項）

- 遠距離に住んでいる保護者は、課外活動送迎バスがないため、子供を課外活動に登録できないことを残念がっている。まず全家庭にアンケートを取り、該当家庭がどのくらいいるかを調べることはできないか。そしてこの数に基づいて、赤字とならないような送迎バスルート及び生徒一人当たりの料金を算出することはできないか。

前回要請したアンケート調査の結果を提出してもらえるか。赤字とならないような送迎バスルート及び生徒一人当たりの利用料金はいくらとなるか。おそらくこのサービスを利用するためもっと払ってもいいと考えている保護者もいるだろう。私たちにとっては、数字で表される回答のみが決め手となる。

回答：アンケート調査は、新学期、課外活動内容が決定してから実施される予定である。学校が提供する課外活動の内容がわからないまま保護者にアンケートを依頼することは難しいように思われる。結果は次回の理事会で報告する。

21 席あるバスの 1 ルート運航費用：高速料金及び添乗員費用を含め、1 日約 40000 円である。この数字は、目的地によって（つまり高速料金によって）変動する平均値である。

収支のバランスを取れる生徒一人当たりの平均タリフは 1 日 1904 円となる（ただし利用生徒数がバスの収容定員に達している場合）。

○会計報告の公表

- 多くの保護者が学費の値上げを理解できていない。この値上げ（及び今後数年にわたって実施される予定の値上げ）が必要なものと示す最も良い方法は、会計報告、資産、財政予測等を、透明性をもって公表することである。
- また、こういった学費の値上げを抑えるための解決策を探す検討分科会などに保護者を含めることも考えられる。

回答：会計報告は議事録に詳細に記されているが、付属書類等もここに含めることができるだろう（特に予算及び決算報告書）。

○支出の効率化

- 給食部門の外部委託化の成功やリセの財政難に鑑みて、教育に直接関連がなく、外部委託としうる部門は何か。

回答：理事会の要請に応え、次回の会議で詳細な調査結果を提出できるとカンペルス校長が述べる。すなわち、人事管理、外部委託の実現可能性、経費の比較、組織編成、リセにとって益となるかどうかなどである。同時に理事に対し注意を喚起する。すなわち、一つの部門を外部委託とすることは、どのような場合でも、次の三つの目標を達成する必要がある。

- 本校にとって質的な付加価値があること
- 最低でも経費の増加がないこと
- この外部委託によって影響を受ける職員に十分な説明や対応を保証できること（労使交渉及び同意）

○生徒数促進活動

- 生徒数を増やすために行った活動について報告をしてもらえるか。効果があったもの、そうでなかったものは何だったか。
- 前回の理事会で要請したことであるが、オープンキャンパスまたはこれに準じた行事が行われなかった。なぜか。
- 東京都から承認されている生徒定員数は最大何名か。

- 全生徒数
- 校舎ごとでは何名か。

以前実施されたようにこの収容定員を引き上げることは可能か。

回答：学園祭で未就学の子供をもつ家族の受入れを実施した。オープンキャンパスといった行事の企画・開催は時間がかかると同時に、時間外労働を職員に強いものである。よって有志の職員に頼るしかなくなる。これができなければ時間外手当を支払う必要がある。

またリセは SNS なども駆使し、国内のみならず国際的な規模のイベントや活動などにも目を向け、積極的に動いていることを強調する。

一方で、子供を本校に入学させる意志のある職員や同国人が増えている在日大使館職員を招き、入学に必要なあらゆる情報を提供した。

リセの収容定員は 1395 名である。

収容定員を引き上げるには東京都に認可申請を行うことが義務付けられている。東京都は本校の生徒実員数を毎年確認しているが、規定を遵守することが求められる。

○2023 年度生徒数

- 2023 年新学期の生徒数について見通しはどのようなになっているか。
- どういった層の保護者家族が来る予定か（派遣駐在員、現地在住）
- 退学者はどのくらいになりそうか。またそれは駐在員の異動によるものか。もしくは財政面での困難に対応できない保護者の決定によるものか。
- こういった入学・退学の動きは、23－24 年度予算にどのような影響を及ぼすと考えられるか。

理事会議事録参照。1 家族を除いて（理由の一つが学費の値上げ）、学費の値上げを理由に退学を表明した保護者は一人もいなかった。

退学者は幼児・初等科で 48 名、中・高等科で 53 名が決定している。退学者の合計（高等科卒業生を除く）は、101 名～113 名となる予定であり、理由は日本出国のためである。

入学者は退学者より多いため、予算上でマイナスに働くことはない。新規保護者のタイプについては、新学期の生徒調査が終わった時点で報告することになる。

4.2 教職員代表の質問

1. バカロレア

学校の財政状況が厳しい中、毎年フランスに発注している約 **75** 個のバカロレア記念の銀メダルを購入することは正しいことだろうか（特にはや以前の価値はない）。

今年のメダル購入価格は **2660** ユーロであった。本校の伝統であるこのメダルは、その授与式において、卒業生の人生の岐路を強く記憶に残すものである。もし費用があまりに高額であり、正当化できないと理事会が判断するのであれば、この慣行をやめることも可能である。

2. 官舎

- 予算が懸念される状況の中、教育スペースを改修した官舎に無料で(不当に)住む入居者が、近い将来退出する予定はないのか。
- さもなければ、家賃または少なくとも管理費を支払うことは予定されていないのか。これらは保護者家族が不当に負担している費用である(多くの場合、そうと知らずに)。

過去の理事会議事録を持ち出さずに、理事会にはこの質問に対して真実の回答をしてほしい（以前とは状況が違う）。

回答：前回理事会も含め、この質問は何度も提出された（状況も同様である）。

3. 情報科学

- 保護者が大きな学費値上げに直面しようとしている時に、
- 児童精神医学の研究結果が、デジタル機器が子供の脳の発達や学習に与える弊害について警鐘を鳴らしている時に、
- 我々の行き過ぎをもはや長く耐えることはできないと、地球がますます明白に示している時に、
- 学校中、すでに多くのタブレットやクロムブックであふれかえっている時に、

本校高校生のクロムブックに関して、すべてを無条件に揃えなくてはならないという勘違いをやめるべきではないか。

回答：何年も前から本校が承認してきた教育上の要請である。クロムブックは多くの授業で使用されており、高校生の学習備品の一つである。これについて見直すことは考えられていない。

4. 財政及び人事

このメッセージは質問ではなく、職員の労働条件を擁護する同僚教員への励ましである（2.3 本校の予算編成過程と今後の財政見通しに関する考察、2.4 人事委員会：通年時間外労働手当（HSA）：中・高等科教員の HSA 計算について）。

近年着任した同僚の無期雇用契約への転換が白紙に戻され、本校に子供を就学させている何名かの教員が学費の値上げによって大きな影響を受けている中、役員事務局は彼らのことを考慮すべきではないのか。

役員事務局は以下の 2 点について説明する。

- 事務局は、多くの職員がその子供を本校に就学させていることをよく理解している。
- 無期雇用契約への転換が消滅したわけではなく、理事会の決定により期限前の無期雇用申請の検討をやめるということである。勤務 3 年後の無期雇用転換という措置は法律上の権利ではなかった。

5. 財政及び人事

教員の財政状況及び学校の無回答について：

- ここ 6 年の日本のインフレ率：～6%
- ここ 12 年の日本のインフレ率：～10%
- ここ 6 年の学費値上げ：～8%
- ここ 12 年の学費値上げ：～14%
- ここ 6 年の教員の賃金上昇率：0%
- ここ 12 年の教員の賃金上昇率：1%

今年は、食料品価格が 8%ほど値上がりしている（この先も上がり続けるであろう）。エネルギー関連会社は、この夏電気代を 14%～30%ほど値上げすると発表した。

これらは人事委員会でも提出されたが、議題として取り扱われなかっただけでなく、数週間前には教員の財政状況及び労働環境にさらに影響を及ぼすような措置が発表された。すなわち、勤務 3 年後の無期雇用転換の凍結（該当教員にとっては税込 56 万円の損失）、教育予算の減少、設備投資の低下等である。

これに、時間外手当の割増の不適用が加わる（就業規則には規定されている）。教員は雇用契約書に規定されている週 40 時間を超えて仕事に投資している。それにもかかわらず、マイナスの兆候しかみえない。

参考までに挙げておくが、教員には教材資料を使って静かに仕事ができる環境がない。教室は人の出入りが多く、常にやかましいため、まともに仕事をすることができない。つまり教室に据えられた速度の遅いデスクトップパソコン以外、教員には個々が使用できるパソコン等の貸与がないのである（アジア圏の多くの学校では貸与されている）。コロナ禍でクラスが閉鎖されたとき、教員は自宅からオンライン授業を自費で行ったにもかかわらず（電気、インターネット、パソコン機材等）、彼らに対しなんの見返りもなかった。就業規則には功労のあった職員に対し表彰等が規定されているのにこれもなかった（第 53 条）。現地雇用教諭と在留公務員教諭との間には、任務によってはその報酬額に大きな差がある（最高 40% 以上の違い）。

よって、少なくとも過去 10 年のインフレ率に応じた賃金の見直し及び勤務 3 年後の無期雇用契約の締結を復活させることを希望する。

現時点で、学校は賃金を見直す財政的な余裕はない。

勤務 3 年後の無期雇用契約転換の問題については、前回の理事会で決定した（その上これは義務化されていたわけではなく、可能性の一つに過ぎなかった）。

6. 労働条件

別館の防音処置及び日常的に教員と生徒が直面している騒音の対策工事等は、メセナによる財政援助を利用するべきではないだろうか。本校舎でも設備のいくつかはこのやり方で資金を募った。

については、このプロジェクトを早急に策定してもらいたい。

別館では音楽室が整備されたが、教員がその必要性について発言することはなかった。完璧に防音された広い音楽室は、現時点で授業にあまり使われていない。この選択は遺憾であった。なぜなら、広さも変わらないことから、少なくとも一階の教室二つ分の防音工事を優先的に実施することができたはずだからである。

役員事務局には、この問題の重要性を認識した上で、具体的な回答をしてほしい。

音楽室は改修工事の前からあったものである。

別館二重窓の改修工事費用：8000 万円から 1 億 6000 万円（税抜）、すなわち 55 万 2000 ユーロから 110 万ユーロと見積もられる（使用される窓の材質や効果・機能性によって価格は変動）。

現在、学校はこの防音工事を負担することはできない。こういった大がかりな工事は、スポンサーまたはメセナの財政支援に頼るしかない。前回理事会の採決にしたがって、本校はこれらの資金調達の方法について調査中である。

7. 海外修学旅行

- 旅行資金を調達するために何ができるか。
- 企業スポンサー、保護者による寄付金、生徒によるイベント収入（お菓子、コーヒーの販売、スポーツイベントの開催等）？

本日の議題参照：

この旅行の資金調達には、スポンサー探しが最も適切である。

4.3 在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏の質問

- 1) 以下の事項に関する検討結果はどのようになっているか。
 - 企業と個人で学費を差別化する。
 - ファンディングは、歩合制で報酬を受け取る仲介者に依頼する。
 - 課外活動費の見直しの際には、奨学金の受給率に応じたタリフを設定してほしい（特に学童保育と休日学童）。

企業寄附金制度に参加している企業に対してはすでに学費が差別化されている（+30%）。この制度以外では、税務規定上、学費の差別化はできない。

ファンディングに関して、役員事務局は面接を行ったが(1名)、引き続き検討中である。

- 2) 予定されている学費の値上げを緩和するために、フランス在外教育庁に対し特別援助を申請する件を議題に入れてほしい。なぜなら現在のリセの財政難は、過去の決定事項及び不測の事態に起因するものであり、今の生徒保護者だけがその結果を全面的に引き受ける必要はないからである。

前述のブロシェ氏の回答を参照のこと。

3) 学校に教育カウンセラーを置くためにはどのくらいの費用がかかり(場合によっては京都のリセと共同で)、どのような条件が必要となってくるか。

前もって以下の事項を検討しなくてはならない。

- カウンセラーの雇用を理事会で承認
- 適切な賃金体系の設定
- 本ポストの予算編成
- 必要となる事務所及び設備の新設

またリセでは、特別学習プログラムや個別指導プログラムの対象となっている本校生徒に対し外部のカウンセラーや専門家が介入する必要がある場合、可能な限り無料で事務所を提供している。カウンセラーもこういった形で参加が可能である。